

景観

見過ごしがちな素晴らしい景観をみんなに知らせよう
まきのはら景観写真を募集

問い合わせ 都市住宅室 戸塚 ☎(53) 2633

昨年11月、牧之原市は景観行政団体に移行し、今後、景観の保全や新たな景観づくりを積極的に進めることになりました。
 市内には、先人が開拓した果内に誇れる牧ノ原大茶園が広がり、海岸など豊かな自然もあります。

さらに、昔ながらの街角、恵まれた地形による富士山の眺望など多くの景観資源があります。
 そこで市民の人が景観への意識を高め、関心を持ってもらうために、まきのはら景観写真を募集します。

応募内容 牧之原市内の自然景観や都市景観、歴史景観
応募方法 ・4ツ切り(254mm×305mm)サイズにプリントして提出。フィルムで撮影した場合はネガの提出、デジタルカメラで撮影した場合は画像データのCDでの提出も必要です。画像形式はJPEG。
 ・都市住宅室と榛原総合窓口室にある応募用紙に必要事項を記入の上、写真と撮影場所の地図を添えて提出。
注意事項 ・建築基準法、都市計画法などに違反するものが写り込んだ写真は、対象から除かせていただきます。
 ・提出されたものは返却しません。
応募作品の著作権 ・応募作品(入賞作品含む)の著作権は撮影者に帰属します。
 ・牧之原市は応募作品を無償で使用する権利を有します。
 ・今後、景観に関わる計画や広報紙などで使用します。
審査方法 市景観づくり市民会議の代表者で審査されます。
応募期間 平成23年1月11日(火)~平成23年2月21日(月)
受賞内容 ▶景観賞 1点 ▶準景観賞 3点
 *副賞として、賞状と記念品が送呈されます。
発表 入賞者には3月末に直接連絡します。
 市ホームページでも掲載予定。
応募先 まきのはら景観写真募集事務局(都市住宅室)
 〒421-0592 相良275番地

税金

固定資産税ってどのような税なの?
固定資産税は1月1日現在の固定資産所有者に課税

問い合わせ 税務室 加藤 ☎(23) 0035

▼固定資産税
 毎年1月1日現在において、市内の土地や家屋、償却資産といった固定資産の所有者に課税される地方税です。
 年の途中で売り買いしたり、相続などしたりして、所有者が変わっても、1月1日現在に所有していた人に課税され、1年分の税金を納める義務も生じます。

▼固定資産税を納める人
 原則として、固定資産の所有者です。その人を納税義務者と言います。

▼固定資産税の税率
 税率は1・4%(標準税率)です。

▼固定資産税の計算方法
 税額は「課税標準額×税率」という式で計算されます。

課税標準額は、固定資産の価格(評価額)と本来同じとされていますが、課税標準の特例措置や負担調整措置の適用があるときは、異なる場合があります。

▼固定資産の評価方法
 土地 国から示された地価公示価

格や市内の宅地鑑定評価を参考にし、宅地や畑、山林など、地目ごとに決められた評価方法で評価されます。

家屋 国から示された基準により、その家屋の再建築価格を求め、評価。建築後、経過した年数に応じ、評価額が減少します。

償却資産 国から示された基準により、その償却資産の取得価格を基に評価。購入してから経過した年数に応じ、評価額が減少します。

▼固定資産税の通知
 所有資産の一覧と税額などを記載した納税通知書を、5月上旬に納税義務者あてに通知しますので確認してください。

住宅や倉庫、店舗などの家屋の一部または全部を取り壊した場合や、家屋の用途を変更した場合は、必ず届け出をしてくださいます。担当者が現地を確認させていただきます。

取り壊した家屋については、次年度から固定資産税の課税対象から除きます。

相談

困ったときは相談してください

問い合わせ 市民相談センター ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。困ったときには独りで悩まずに、まずは相談してください。秘密は守られます。

よくある消費生活相談

▼相談1
インターネットで無料と記載されていたアダルトサイトをクリックしたところ、3日以内に2万5千円を支払うようにという請求画面が出た。
アドバイス
 契約は、消費者からの申し込みの意思表示と、これに対する事業者の承諾が合致して成立します。インターネット上の契約も同じです。そのような手続きが行われていない場合は、契約は成立しておらず支払う必要はありません。心配な場合は相談ください。

▼相談2
消費者金融など数社に数百万円の借金がある。今では自転車操業になってしまった。
アドバイス
 債務整理という方法があります。弁護士や司法書士からの受任通知



市民相談センターの場所や相談できる内容については、本紙17ページを参照してください。

自治

シリーズ自治基本条例
第7回 自治基本条例(仮称)の大きな柱③協働で担うまちづくり

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

現代社会は、ライフスタイルや価値観が変化し、行政に対する要望も多様化、複雑化しています。地方自治体では、少子高齢化や経済不況、財政難などといった多くの課題を抱えています。このような中で、市民が「暮らしやすい」と感じるまちにしたいためには、協働によるまちづくりが大切になってきます。

協働とは
 一つの課題を解決しようとするときに、市民だけでは解決できない問題があります。その反対に、行政だけでは解決できない問題もあります。

そのような場合に、お互いに不足していることを補い合い、共に協力して解決に向けた取り組みを行うということです。

また、市民と行政が一緒に活動することが効率良く、より良いサービスを提供できたり、行政が行うよりも自治会や市民活動団体などが対応したりすることが市民の高い満足度を得られたりするという場合もあります。

人を支えるという役割を行政だけが担うのではなく、全ての人が

参加してもらい、それを社会全体で応援する新しい考え方が生まれてきているのです。

つまり協働とは、市民や議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、お互いに協力して「一緒に」ということなのです。

まちづくりは「絆」づくり
 現在、牧之原市でも自治会を含めた多くの市民活動団体が、託児ボランティアや子どもたちを見守る軒先運動、海岸や河川の美化活動など、教育や子育て、環境保護や福祉といったさまざまな分野で身近な課題を解決するために活躍しています。このような市民の活動によって、人と人とのつながりや地域の絆が再生されています。

自治基本条例では「目的」の中で、この協働のまちづくりを推進することを定めています。

条例案を12月議会へ上程する予定でしたが、パブリックコメントや自治会、市議会などから多くの貴重な意見をいただき、さらなる内容検討が必要であるとの判断したため、議会への上程を見合わせました。